

平成 16 年 7 月 13 日

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(公正価値オプションに係る改訂)
公開草案に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会は、邦銀 144 行、日本で活動する外銀 38 行を構成メンバーとする業界団体である。今般、平成 16 年 4 月 21 日に公表された IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の「公正価値オプション」にかかる修正を行うための公開草案に対して意見を表明する機会を与えていただいたことに感謝する次第である。

今回の公正価値オプションに関する修正案に関して、2 点、指摘したい。なお、われわれのコメントが最終的な基準改訂作業において十分に斟酌されることを希望する。

記

質問 6 本提案について、他にコメントがあるか。

1. 金融負債の時価評価について

金融負債の時価評価にあたっては、自分自身の信用に対する評価(「負債のパラドックス」, 「自己創設のれん」)の問題がある。

本公開草案では、それに対して懸念を一応表明しているが(BC 9 (c)), その解決方法が、「開示方法」(BC13)あるいは、「検証可能性」による制限(BC14)とされている。

しかしながら、これらは自身の負債の信用評価のために本質的な解決方法を呈示してはいないと思う。この点に関しては、根本的な解決策を見出す必要があるのではないかと考える。

2. 検証可能性について

公正価値オプションの公正価値算定のため、当該公正価値が検証可能(verifiable)であることが求められている。

しかし、この条件は、現行の IAS39 号に基づく測定方法と比べて厳格なものとなっており、今後、すべての金融資産および金融負債の公正価値算定のためにこうした手法が求められた場合には、公正価値の測定に「第 2 の判断基準」が追加されることになり、ダブルスタンダード化が懸念される。これは、公開草案の代替的な見解のパラグラフ AV 4 でも指摘されている点である。

われわれは、上記ダブルスタンダード化は、公正価値算定コストを含め財務諸表作成者に過度の負担を強いることになると思う。

以 上